

公有財産売却仕様書

1 売却物品

(1) 船舶種別	水上オートバイ(特殊小型船舶)
型式等	川崎重工業(株) 船体型式:JTT50A エンジン型式:JTT50AE
初度登録年月	平成20年6月18日新造 進水年月平成20年6月
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	第240-61319号
船舶検査有効期間満了日	令和8年6月17日
アワーメーター	133時間(令和8年5月20日現在)

車両名	ボートトレーラ
登録番号	三河800る472
初度登録年月	平成20年6月
車台番号	愛[51]83265愛
車検有効期間満了日	令和8年3月26日
走行距離(km)	-

2 引渡し場所

西尾市が指定する場所

3 名義変更等にかかる諸費用

名義変更等にかかる諸費用は、落札者の負担とする。

4 搬出方法

市が指定する日時までに、落札者自らが当該物品を搬出すること。
また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。

5 売却代金の納付

落札者は、西尾市が発行する納付書または銀行振込により売却代金を一括にて納付すること。
納付期限 令和8年7月21日(火)

6 引渡し

- 売却物品は、落札者が売買代金を納付した時点の状況(現況有姿)で引き渡します。
- 売却物品が車両(トレーラを含む)の場合は、西尾市から落札者に「登録識別情報等通知書」「譲渡証明書」をお渡ししますので、落札者により「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所で所有者移転登録(名義変更)または所有者変更記録申請の手続きを行ってください。
- 売却物品が車両(トレーラを含む)の場合は、手続き終了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」「登録識別情報等通知書」「輸出予定届出証明書」または「永久抹消登録/解体届出手続き完了のお知らせ」などの写しを西尾市に提出してください。なお、手続きに係る一切の費用は落札者の負担となります。

裏面あり

- ・トレーラは一時登録抹消手続き済みです。
- ・水上バイクは船舶検査証書の有効期間が令和8年6月17日です。
- ・トレーラーに水上バイクを積載した状態で引き渡します。水上バイクは、引き渡し日から15日以内に移転登録手続き(名義変更)をしてください。所有権移転に伴う所要の手続き(移転登録手続き、船舶検査等)を実施し、書類の写しを西尾市に提出してください。
- ・落札者は、売払物件の引取りにあたっては、関係法令を遵守し関係官庁等と十分協議のうえ、適正に処理すること。
- ・落札者は、売払物件の引取りに際して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合は、全て落札者の責任において解決することとし、西尾市は一切の責任を負いません。
- ・関係法令を遵守し、すみやかに手続きを行ってください。

7 引渡し期限

令和8年8月4日(火)

8 その他

- ・物品の引渡し完了後は、構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び不要物品等の引取要求など一切受け付けないものとする。
- ・西尾市インターネット公有財産売却ガイドラインに同意すること。
- ・入札にあたっては公告及び官公庁オークションサイト記載の事項について熟読すること。